

佐世保市営業活動支援事業補助金 Q & A

質 問	回 答
募集要項にある「事業終了後 20 日以内に申請」の「事業」とは何を指すか。	募集要項の「事業」とは、営業活動のことであり補助対象事業を指します。 具体的には、出張や感染症拡大防止対策としての検査キット購入等を指し、支払いの完了も含まれます。
出張後、都度申請しなければならないか。	複数回の出張を一括して申請できます。その際は、最終出張日から 20 日以内に申請していただくことになります。 ただし、予算がなくなり次第終了となりますのでご注意ください。
営業先を大阪(1日目:企業A)、東京(2日目:企業B)のような行程を1回の出張として取り組んだ場合、その補助対象経費はどうか。	1 行程の出張で目的地が複数ある場合の補助対象経費は、佐世保市から最も遠隔地にある目的地の補助基準額を適用します。 お尋ねの場合、関東地方の補助基準額 50,000 円が補助対象経費となり、25,000 円が補助金額となります。
目的地付近のタクシー代も対象経費になるか。	目的地付近のタクシー代も補助対象経費に含めて申請できます。
感染症検査キットを箱単位で購入した場合の経費の出し方について。	「1 キットあたりの単価 × 出張に使用したキット数」で算出してください。 出張の事前・事後において実際に使用した分のみが補助対象経費となります。